

茅ヶ崎市における広告に関する基本方針（概要版）

企画部企画経営課

はじめに

茅ヶ崎市では、平成20年2月に第3次茅ヶ崎市行政改革大綱を策定し、「多様な主体との協働による質の高い行政経営」を目指し、行政改革に取り組んでいます。

この大綱では、8つの重点事項の1つとして経営視点に立った財政運営を位置付け、歳入の確保に向けた取組を進めるとともに、計画的な財政運営を行うこととしています。

経営視点に立った財政運営については、各種税・料等の徴収率の向上のみならず、歳入の確保策も求められており、行政改革大綱の実現を目指す実施計画において、「民間広告の掲載による財源確保」の位置付けを行い、各所管課が検討を進め、可能なものから順次実施することとしています。

このことから、「茅ヶ崎市における広告に関する基本方針」をここに定め、茅ヶ崎市の広告事業の統一的な考え方を示し、民間広告の掲載による財源確保の積極的な実施を図るものとします。

茅ヶ崎市

平成24年4月

目 的

市の財産への広告掲載は、新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

広告全般に関する基本的な考え方

市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つてるものでなければなりません。

定 義

この方針において掲げる用語の意義を次のとおり定めます。

- (1) 広告媒体 以下に規定する市の財産のうち広告掲載が可能なものをいいます。
 - ア 市が発行する刊行物及び印刷物
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市の財産（動産・不動産）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、広告媒体として活用できる市の財産
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいいます。
- (3) 屋外広告物 屋外広告物法第2条第1項の要件を満たすものをいいます。

広告の範囲

掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (4) 社会問題化している事項に関するもの
- (5) その他掲載する広告として妥当でないと認められるもの

広告事業ごとに定める事項

広告事業実施にあたっては、広告の種類ごとに必要な事項を所管課が要綱で定めるものとします。

屋外広告物について

屋外広告物(屋外に掲出・設置される広告物)については、本市の景観まちづくり施策推進の観点から、原則として自動車等の外面を利用するもの以外は、広告媒体から除くこととします。

広告媒体ごとの基準

広告媒体の性質に応じて、要綱で定める事項以外に、広告内容及びデザイン等に関する個別具体の基準が必要な場合は、所管課が別途基準を定めることができることとします。

広告媒体と契約等の基本的な考え方

広告掲載にあたっては、広告掲出する媒体が、市有財産（行政財産）であるものを除き、双務契約（当事者の双方が互いに対価的な債務を負担する契約）を結ぶこととします。

契約の方法は、地方自治法、地方自治法施行令及び茅ヶ崎市契約規則に定めのあるもの以外の部分については、民法等の私法に従うこととなります。

広告料の定め方について

使用料以外の広告料の定め方については、当該行政財産の性質及び広告媒体としてその価値を考慮するとともに、新たな自主財源の確保を踏まえ、市場価格に可能な限り準じた適正な金額を定めることとします。

広告の募集について

広告の募集は、原則公募とし、広報ちがさき、茅ヶ崎市ホームページ等に次の内容を掲げるものとします。なお、募集期間については、概ね1ヵ月とします。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲及び基準
- (3) 広告の掲載規格
- (4) 募集する広告の枠数
- (5) 広告の掲載料
- (6) 募集期間
- (7) その他必要な事項

事業実施の決定

広告事業の実施にあたっては、広告媒体や実施する事業の内容、募集方法、広告料の設定等が広告媒体ごとに異なることから、事業の概要が確定次第、広告事業実施の可否について庁議に諮ることとします。